

事務連絡
令和5年8月30日

都道府県
政令指定都市] 人権啓発活動地方委託事務担当課長 殿

法務省人権擁護局人権啓発課補佐官

令和6年度人権啓発活動地方委託事業実施計画書の策定に当たっての留意事項等について

令和6年度人権啓発活動地方委託事業に係る実施計画書については、本日付け法務省権啓第82号当局人権啓発課長依頼「令和6年度人権啓発活動地方委託事業に係る実施計画書の提出について」をもって提出の依頼がされたところですが、その作成に当たっては、別添の「令和6年度人権啓発活動地方委託事業実施計画の策定及び実施に当たっての留意事項」を踏まえ、別紙様式により、下記のとおり提出願います。

記

- 1 提出期限：令和6年1月5日（金）
- 2 提出書類：実施計画書及び参考資料（見積書、料金表、実績単価が記された契約書等）
原則として電子データで提出すること。
- 3 提出先：貴都道府県（政令指定都市にあっては、貴市を包括する都道府県）の区域に所在する法務局又は地方法務局

【添付資料】

- 別添 令和6年度人権啓発活動地方委託事業実施計画の策定及び実施に当たっての留意事項
別紙様式 実施計画書（記載例・作成要領を含む。）

令和6年度人権啓発活動地方委託事業実施計画の策定及び実施に当たっての留意事項

令和6年度人権啓発活動地方委託事業（以下「委託事業」という。）の実施計画の策定及び実施に当たっては、人権啓発活動地方委託要綱（以下「委託要綱」という。）、同実施要領及び各種事務連絡等を遵守していただくとともに、以下の点に留意願います。

なお、不明な点があれば、あらかじめ法務局又は地方法務局に確認願います。

1 各事業共通の留意点

(1) 実施事業について

ア 各事業間のバランスについて

令和5年8月30日付け法務省権啓第82号法務省人権擁護局人権啓発課長依頼「令和6年度人権啓発活動地方委託事業に係る実施計画書の提出について」の記1を踏まえつつ、特定の人権課題だけに偏ることなく、啓発活動強調事項に掲げられた項目を参考に、様々な人権課題について事業を開拓していくよう配慮願います。市区町村への再委託を検討している都道府県は、あらかじめ再委託先の市区町村と協議し、調整を行うよう配慮願います。

また、実施計画書（別紙様式）には、人権課題ごとの計画額・事業数が計上されるところ、特定の人権課題に偏重した計画がされた場合には、予算措置が困難となることもありますので、留意願います。

イ 自主事業との重複について

委託事業は、都道府県、政令指定都市又は市区町村（以下「都道府県等」という。）が人権啓発活動地方委託費（以下「委託費」という。）以外の予算により実施する人権啓発活動との内容の重複を避け、より効果的・効率的な人権啓発活動となるよう配慮願います。

ウ 効果検証を念頭に置いた企画と検証結果を踏まえた事業の見直しについて

平成30年度に財務省が実施した予算執行調査において、委託事業の計画・実施に当たっては、P D C Aサイクルに基づき目標を設定し、適切な手法による効果検証を実施してその達成状況を把握した上で、効果検証の

結果を次年度以降の活動につなげていくべきとの指摘がされています（平成30年8月15日付け法務省権啓第45号法務省人権擁護局人権啓発課長通知「平成30年度予算執行調査結果を踏まえた人権啓発活動地方委託費の適正な執行等について」（以下「45号通知」という。）参照）。

委託事業の実施に当たっては、45号通知や同通知において引用する事務連絡等を参考の上、引き続き、P D C Aサイクルの中で精度の高い手法により効果検証を実施し、あらかじめ設定した目標の達成状況を把握するとともに、実施計画の策定に当たっては、効果検証結果を踏まえ、事業の廃止を含めた事業の見直しを積極的に実施願います。

また、法務局又は地方法務局で行う実施計画書に関するヒアリングの際には、①見直しを行った場合にはその具体的な内容を、②効果検証によって十分な効果が認められ、事業の見直しを行わないこととした場合には、定量的な指標等により、効果的・効率的な人権啓発活動であることを、それぞれ説明願います。

なお、事業の有効性を確認することができない場合には、委託事業として認めることができないこともありますので、留意願います。

（2）実施方法について

ア 人権ユニバーサル事業について

人権ユニバーサル事業（公益法人、特定非営利活動法人等民間団体又は企業との連携協力の下、外国人、障害のある人、アイヌの人々、性的マイノリティに関する人権課題等ユニバーサル社会の実現に向けた啓発活動を展開するものをいう。）の実施に当たり、連携の相手方を選定する際には、中立公正の観点からの配慮をお願いします。

なお、本事業は、都道府県事業として実施することを原則としていますが、都道府県人権啓発活動ネットワーク協議会と十分な協議を行った上で、政令指定都市における委託事業又は特別区・市町村の再委託事業としても差し支えありません。

イ 啓発・広報の手法・内容について

啓発・広報の際は、単なるイベントの案内や「○○の日・○○週間」の周知だけを内容とするのではなく、人権課題の理解や相談窓口の周知につながるものにしたり、啓発物品について、高額なものを避け、できる限り長期間使用してもらえるものを選択した上で、人権課題に係る啓発文言や相談窓口を記載したりするなど、広報・啓発効果が高いものとなるよう配慮願います。

人権課題によっては、以下の点にも配慮願います。

(ア) 障害のある人に関する啓発活動

依頼本文記2にあるとおり、令和6年4月1日から事業者にも障害のある人への合理的配慮の提供が義務付けられることから、その周知のほか、合理的配慮等具体例データ集（<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>）等を参考に、合理的配慮の好事例を紹介するよう配慮願います。

(イ) 外国人等に関する啓発活動

国籍、人種、民族等を理由として、差別意識を助長し又は誘発する目的で行われる排他的言動が絶えない現状にあることから、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）第3条の基本理念を加味した内容とするよう配慮願います。

(ウ) ハンセン病問題に関する啓発活動

ハンセン病患者・元患者の家族にも寄り添った内容とすることに配慮していることを明らかにするため、特段の支障のない限り、使用する啓発資料等に、「～ハンセン病に関する患者・元患者やその家族が置かれていた境遇を踏まえた人権啓発活動～」とのサブタイトルを明記するよう配意願います。

(エ) 性的マイノリティに関する啓発活動

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が本年6月23日から施行されたことを踏まえ、同法第3条の基本理念を加味した内容とするよう配慮願います。

(3) 経費について

ア 実施計画書における経費の積算について

例年、実施計画書の策定に当たっては、見積書、料金表等の参考資料の添付をお願いしてきたところですが、やむを得ない事情により見積書等を収取することができない場合には、過去の実績単価を用いて経費を積算していただいても差し支えありません。ただし、その場合には、以下の例により、実施計画書に実績単価を使用して積算したことが分かるよう記載するとともに、過去の契約書等、当該単価が明示されている疎明資料を必ず添付願います。

例： 10個 × @100, 000 (実績単価) × 1.10

イ 委託費での支出が認められない経費（及びその例外）について

委託事業の趣旨に反する経費を委託費から支出することは認められません。特に、次の経費については、実施計画に計上することのないよう、また、予算執行過程において配分変更を行って執行することのないよう、留意願います。

(ア) 食料費

(イ) 各種保険料

ただし、スポーツ組織等の民間団体と連携した人権スポーツ教室や車いす体験研修等の体験型人権啓発活動を実施する際に、連携の相手方から参加者に対する傷害保険への加入を連携の条件とされている等、①傷害保険に加入しなければ当該人権啓発活動を実施することができない場合には、例外として委託費から支出して差し支えありません。

その場合であっても、傷害保険料は本来、参加者自らが負担すべきであることから、②参加者に傷害保険料の負担を求めることが困難な事情があることが必要であり、また、加入する傷害保険は事業実施に必要最小限なものに限られることから、③加入可能な複数の傷害保険を比較した上で最も安価なものである必要があります。このため、委託費から傷害保険料を支出する場合には、参加者から傷害保険料を徴収することが困難な理由や傷害保険の比較書類などを証拠書類として収支簿に添付願います。

なお、委託費からの傷害保険料の支出は、上記①から③までの全てに該当する場合に例外として認めるものであって、必ずしも保険加入を要しない講演会やフェスティバル等の参加者のための傷害保険料や、映画フィルムや絵画等の損害保険料については、委託費からの支出を認めておりませんので、注意願います。

(ウ) 備品類

機械器具類（パソコン、カメラ、DVDレコーダー、ICレコーダー等）、台類（パンフレット用スタンド台等）、卓子類、椅子類、箱・棚類等については、都道府県等においては消耗品として取り扱う場合であったとしても、委託費から支出することはできません。

(エ) コピー機使用料

ただし、委託事業で実施する講演会・研修会等のパンフレットや資料作成のために印刷を行う場合であって、使用料金単価及び印刷枚数の明

細を証拠書類として収支簿に添付することができるときに限り、委託費から支出しても差し支えありません。

(オ) 事務経費（職員旅費、電話代、電気代等）

事業経費として委託費から支出することが認められない職員旅費とは、当該都道府県等の公務員の身分を有する者に対する事務経費としての旅費の支出であって、大学教授等の研修講師に対する旅費を除きます。

ポスター等の特殊な資料作成に係るトナ一代や、資料作成の成果物に係る梱包料・発送料については、委託費から支出して差し支えありません。その際には、作成部数、発送部数の疎明資料、配送伝票などを証拠書類として収支簿に添付願います。

(カ) 金券的要素の強い啓発物品購入費

ただし、相談窓口等を記載したオリジナルの図書カードを各種コンテストの参加賞等として配布する場合には、一人当たり1枚を限度として、額面500円以下のものに限り委託費から支出しても差し支えありません。

なお、この金券的要素の強い啓発物品については、委託費の精算時において、作成枚数、配布先（コンテストの参加者など）、配布枚数及び残枚数を厳格に調査することを予定していますので、あらかじめ御承知おき願います。

(キ) 講師等に対する事前打合せ等の経費（諸謝金、旅費等）

(ク) 資料作成におけるデザイン・執筆謝金

ただし、対価としての支払であれば、後述の2(2)ウの範囲内で委託費（序費）から支出しても差し支えありません。

(ケ) 講演会、ミニフェスティバル、研修会等の一般来場者を会場まで送迎するバスの借上代金、受講者等の旅費

ウ 諸謝金について

(ア) 講演等謝金支払基準について

謝金に関する基準については、別途発出する「令和6年度人権啓発活動地方委託事業における講演等謝金支払基準」（以下「謝金基準」という。）を適用願います。

(イ) 謝礼としての性格を持たない対価としての支払いについて

a 研修・講演などを業とする者、入札落札者に対価として支払うものについては、謝礼としての性格を持たないので謝金基準による必要はありませんが、対象者の肩書、知名度、講演会・研修等の規模等を考

慮するとともに、極力低額になるよう努めていただき、1事業当たり20万円を超えない（所得税を含む）よう、留意願います。

b 収支簿には、例えば以下のような資料を証拠書類として添付願います。

(a) 研修・講演などを業とする者への支払の場合

対象者が依頼事業を業としていることを確認することができる資料（情報誌及びホームページの写し等）

(b) 入札落札者等への支払の場合

契約書の写し

※ 支出内容の内訳を添付願います。

c 実施計画書には、対象者に講師等を依頼することの必要性、当該事業の具体的な内容等（事業の実施場所、啓発対象者、参加見込人数、その他参考事項）を可能な限り詳細に記入していただき、支出予定額の根拠となる資料を添付願います。

d 上記aで定めている支払額の上限は、イベント会社や講師派遣会社等に委託して講師等を手配する場合においても適用することとします。この場合には、講師等への対価の相当額を明確にした上で、一般競争入札や複数業者から見積書を徴取して競争を実施し、より安価な金額で契約願います。また、講師等への対価の相当額を明確にしないで契約することは認めていませんので、留意願います。

e 地域人権啓発活動活性化事業の「スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動」を実施するに当たって、選手個人に講演等を依頼するのではなく、スポーツ組織と一括契約をする場合は、原則として、1チーム当たり230万円程度で計画し、執行するよう、留意願います。

f 支払を認めない者

(a) 国家公務員及び地方公務員（一般職はもとより、特別職も含む。）

(b) 学生・生徒（学校、クラブ活動の担当教員も含む。）

(c) 人権擁護委員（委嘱されている者がその職務で講師等を行う場合）

(イ) 上記(ア)及び(イ)は、委託費からの支出の上限額を示したものであり、都道府県等の基準に従った方が安価な場合には、都道府県等の基準に従って支出することも可能です。

(4) 計画変更等について

ア 年度途中の計画変更について

入札の実施等により、計画よりも低額で事業を実施することができたな

どの理由により、委託費に残額が生じた場合は、他の事業に係る委託費の種別間又は科目間の配分変更の原資に充当しても差し支えありません。また、充当後なお残額が生じる場合には、委託の目的に照らし、委託要綱第3条に規定する人権啓発活動の実施に必要な支出を行っても差し支えありません。

なお、同条第7号で定める「その他の事業」として実施する事業は、委託する事業を法務省人権擁護局長が個別に認めることとされています。法務省人権擁護局長の事前承認なく、年度途中に「その他の事業」として新たに事業を企画し、実施することはできないことに留意願います。

イ 配分変更について

委託費の種別相互間の配分変更承認手続については、委託要綱第10条により、軽微な場合を除き、事前承認が原則とされています。常に委託費の執行状況を把握し、配分変更の事前承認が必要な場合又はそれが必要かどうか疑義がある場合には、速やかに法務局又は地方法務局の担当者と協議するなど、委託費の適正な執行に配意願います。

また、配分変更の承認は、再委託分を含む都道府県全体の種別ごとの委託額に基づいて判断を行うので、委託費の執行状況の把握につき、留意願います。

(5) 本留意事項で定められた事項に反した場合の措置

人権啓発活動とは関係のない事業を実施した場合はもちろん、委託費の執行として認められない経費を支出したり、謝礼としての性格を持たない対価としての支出を行っているにもかかわらず、その証拠書類を収支簿に添付していないなど、本留意事項で定められた事項に反した支出が確認された場合には、当該事業に係る経過、発生原因等について、詳細な報告及び資料の提出を求めることがありますので、御承知おき願います。

2 各事業種別の留意点

(1) 講演会・研修会（委託要綱第3条第1号・第5号）

ア 講演会又は研修会の会場での配布資料数は、参加見込者数の1.2倍以内で計画し、実際の予算執行に当たってもその範囲内で作成願います。

参加見込者数については、過去の実績に基づき、適正な数を算出願います（以下同じ。）。

イ 開催通知資料（講演会のチラシ等）は、原則として参加見込者数の7倍以内で計画し、実際の予算執行に当たってもその範囲内で作成願います。

なお、当該講演会等の会場規模や企画内容に照らして、広域からの来場者が見込めるに加え、参加見込者数の7倍の数の開催通知資料を作成する場合に要する費用を大きく超えない場合には、例外的に、これを超える数量を計画し、作成しても差し支えありません。ただし、その場合には、7倍の数の作成費用との比較結果が分かる書類（見積書や作成数量に応じたの単価比較表等）を添付するとともに、実施に当たっては、参加者に対するアンケートに当該事業を知った広報手段についての質問を盛り込むなど、その効果を適切に検証し、次年度計画に反映させるよう配意願います。

ウ 旅費については、講師やパネリストなど、当該事業の出演者のほか、出演者が未成年者である場合に保護者が同伴するときや、当該講師等が常にマネージャーを帶同して活動している場合など、特別な理由がある場合には、同行者1名に限り委託費から支出しても差し支えありません。

また、身体に障害があって配慮が必要な場合など、特別な理由がある場合には、通常の旅費に加え、航空機アッパークラス料金、電車のグリーン料金及びタクシ一代を、介助者分を含めて委託費から支出しても差し支えありません。

なお、講師等の招へいをイベント会社等に委託し、その委託契約の中に交通費相当額を含める場合であっても、同行者等の交通費を委託費から支出することができるは、上記のように特別な理由がある場合に限られますので、くれぐれも留意願います。

おって、講師等が介助を必要とする場合であって、複数人の介助者が必要なときには、当該事情について法務局又は地方法務局に相談願います。

エ 会場借料及びそれに伴う設備経費は、当該施設における料金表に基づき計上願います。

なお、原則として公共施設を利用することとし、これにより難い場合にのみ民間施設を利用することができますとします。

オ 企業等に対する研修会について、「人権出前講座」等として複数の企業等に対して研修会を実施するときは、全体で1事業として取り扱うよう、留意願います。

※ 講演会は、通常、不特定多数の者を対象とする講師による講演をメインプログラムとする人権啓発活動ですが、場合によっては、同一場所での映画会等の開催を含めても差し支えありません。

研修会は、啓発指導者（主に都道府県等の啓発担当職員を想定）養成のための研修と、受講する対象者の啓発を目的とする研修が考えられます。また、住民同士の意見交換等による相互啓発を目的とする地域住民集会や座談会も研修会として取り扱います。

(2) 資料作成（委託要綱第3条第2号）

ア 作成する資料は、様々な講演会や研修会等において補助教材として利用したり、他の人権啓発活動で利用したりすることができるよう、汎用性のある内容のものを作成願います。また、配布を受けた者が中身に目を通すことが十分期待されるようなものを作成するよう配慮願います。

イ 住民に対する意識調査、事業の効果検証調査、人権啓発指針の策定等は人権啓発活動そのものではないため、その種の資料作成は、委託事業として認められません。

ウ 資料作成単価は、デザイン費及び執筆費を含めて1冊（1点）当たり1,000円を限度としますので、留意願います。

エ 平成28年度に財務省が実施した予算執行調査において、①著しい単価差が生じているものがあるため、可能な限り安価な資料となるよう努めるべきこと、②作成部数と配布部数に著しい乖離が生じているものがあるため、適切な発注数量とすることにより経費の削減を図るべきことが指摘されています。

資料の作成を行う際には、可能な限り資料を一括して調達する等効率的な支出に努めるとともに、作成部数を必要最小限のものとするなど費用を削減するよう配意願います。

※ 資料とは、ポスター、冊子、パンフレット等で、専ら人権尊重思想に関する内容表現を目的とするものとします。啓発物品（例：文具類、カレンダー、うちわ等のいわゆる啓発グッズ）については、「その他の事業」として計上願います。

(3) 放送広告・新聞等広告（委託要綱第3条第3号・第4号）

ア 放送広告には、テレビ広告・ラジオ広告（ケーブルテレビや有線放送を含む。）のほか、インターネット広告、交通広告（バスや電車の中吊り広告、駅舎やバスターミナル等への掲出広告等）、街頭大型ビジョンによる広告等が含まれます。なお、「ラッピングバス」は交通広告として認めていませんので、留意願います。

新聞等広告には、新聞広告及び地域総合情報誌への掲載等が含まれます。

イ インターネット広告を行う場合は、広告掲出先として、地域住民の閲覧が多いと思われる地方新聞社、地域コミュニティサイト等、地域に密着した企業・団体のWebサイトを選択するよう配慮願います。

(4) 地域人権啓発活動活性化事業（委託要綱第3条第6号）

ア 都道府県地域事業については、可能な限り、人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会ごとに「スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動」を実施願います。

「スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動」は、都道府県ネットワー

ク協議会で実施し、委託先についても都道府県とすることを想定していますが、何らかの事情で都道府県で受託することができない場合には、政令指定都市での受託も可能とし、また、都道府県から市区町村への再委託も可能とします。その場合には、都道府県ネットワーク協議会と協力したり、当該政令指定都市等の住民以外の人々の参加も呼び掛けたりするなど、都道府県レベルの広がりのある活動となるよう、創意工夫願います。

イ 市町村地域事業については、人権啓発活動地域ネットワーク協議会ごとに人権の花運動などの実施計画を策定願います。

ウ 人権の花運動における花の種子、プランター及び培養土以外の消耗品等（じょうろ、ホース等）は、必要に応じて実施対象校の協力を得て確保願います。

人権の花運動に係る記念品、啓発物品等については、人権啓発活動ネットワーク協議会事務局（法務局又は地方法務局）とその必要性について十分な協議を行った上で実施計画書に計上願います。記念品として学校の備品類を購入する等、委託事業の趣旨に合致しない計画及び執行については認められませんので、留意願います。

なお、人権の花運動を実施するに当たり、過去には「イソトマ」の剪定作業後に急性結膜炎を発症した事例や、「ヒヤシンス」アレルギーによる接触性皮膚炎（かぶれ）を発症した事例が発生しており、一般に園芸用として販売されている植物の中にも毒性を有しているものがあることから、植物の特徴を十分確認した上で選定し、手袋の着用や実施後の手洗いの徹底等、児童の安全に十分配慮するよう留意願います。

エ 市民参加型の方式を取り入れるなど、複数の人権啓発活動を一体的に実施するミニフェスティバルについては、過去の効果検証結果を踏まえ、適正な事業規模で計画願います。

ミニフェスティバルの実施日程は1日とし、これに要するスタッフ経費又はアルバイト経費は、必要最小限の範囲内で計画願います。

オ 人権ユニバーサル事業は、その性質を有しない他の事業と同時に実施することもできますが、その場合であっても、実施計画上は、それぞれ別事業として計画し、執行願います。

なお、人権ユニバーサル事業については、連携協力を予定している民間団体等を含め、事業内容を具体的に計画していただく必要がありますので、留意願います。

カ 2(1)から(3)までの留意事項は、地域人権啓発活動活性化事業において

同種の事業を行う際にも適用します。

(5) その他の事業（委託要綱第3条第7号）

ア 啓発物品の作成については、その種類や必要数などを十分検討の上計画願います。

イ 啓発ビデオ及び図書の購入を計画に計上することは差し支えありませんが、啓発ビデオについては単価10万円以内、図書については単価5千円以内とし、両者合わせて総額30万円以内で計画願います。予算執行過程において配分変更して執行する場合でも、この上限金額を超えて委託費から支出することはできませんので、留意願います。

なお、この総額30万円は、都道府県又は政令指定都市の全体額であり、再委託先での購入分も含みますので、留意願います。